中山間地域等直接支払制度の平成22年度以降の継続と充実について

【農林水産省・財務省・総務省】

提案・要望の内容

現在、平成21年度までの期間で実施されている中山間地域等直接支払制度を、平成22年度以降も継続すること。

継続にあたっては、

- 1 協定期間の柔軟化や面積要件の緩和など、多くの集落が取り組みやすい制度とすること。
- 2 市町村の判断で独自の要件が設定できるなど、地域の実情や課題に応じた制度 運用ができるようにすること。
- 3 長期的かつ安定的な制度とすること。
- 4 高齢化が著しい集落などが制度へより取り組み易くするため、市町村が集落に 対して行うサポートへの支援措置を講じること。
- 5 都道府県及び市町村の財政負担と交付税措置に乖離があるため、負担の実態を 適切に反映した地方交付税措置を講じること。

【現状と課題】

- ○本制度は、平成12年の制度創設以来、中山間地域の農地保全や多面的機能の維持に多大な効果を発揮しているが、中山間地域では過疎化・高齢化が進行しており、小規模・高齢化 集落の増加が懸念されるなど、その現状は依然として厳しい。
- ○対象農用地はあるものの本制度に取り組めない集落が相当数存在しており、これら集落の多くが、制度に取り組めない理由として「高齢化等により協定を5年間継続することが困難」をあげている。
- ○中山間地域の現状や抱える課題は様々であり、本制度の成果を高めるためには、地域の実情や課題に応じた制度運用が必要である。
- ○高齢化が著しい集落では、「役員のなり手や事務ができる者がいない」という理由で制度に 取り組めないケースも少なくないことから、こうした集落に対して市町村が行うサポート のためのシステム作りを支援する必要がある。
- ○交付金の都道府県及び市町村負担分については、一部が地方交付税に算入されているもの の、交付実績が多い自治体ほど実質的な負担割合が増える結果となっている。

【本県の取組状況・方針】

- ○本県では、県下21市町村のうち対象農用地のある20市町村が本制度に取り組んでおり、交付面積は県内農用地面積の約30%を、参加農業者数は農家戸数の約50%に上っている。
- ○今後も市町村と連携しながら、制度に取り組む地域の拡大を図る。

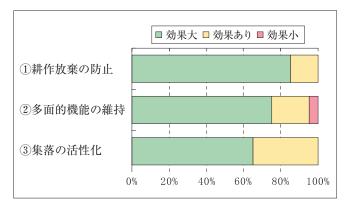




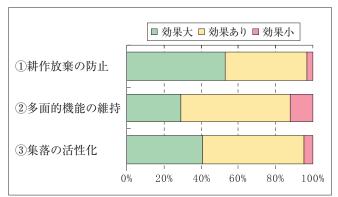
中山間地域等直接支払制度の効果と課題(中間年評価の結果から)

1. 効果

(1)市町村の評価

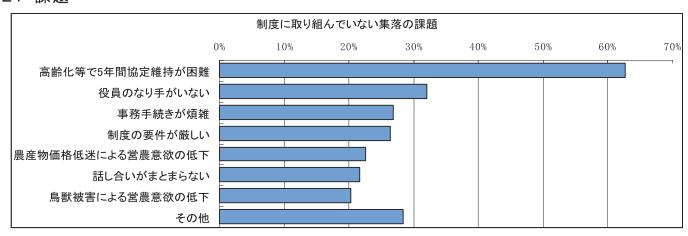


(2)協定集落の評価



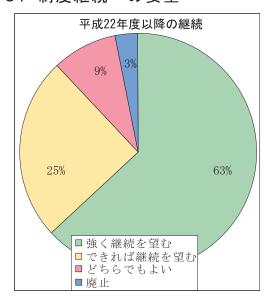
・市町村及び協定集落は、「耕作放棄を防止する効果」、「多面的機能を維持する 効果」、「集落を活性化する効果」のいずれも9割以上が「効果あり」と評価。

2. 課題



制度に取り組んでいない集落では、制度要件である「5年間の継続」を課題とした集落が最も多い。

3. 制度継続への要望



平成22年度以降の制度継続を協定集落の 9割が要望。